

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成25年6月10日

京都市長 門川大作

建築物の所在地，用途 及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市右京区嵯峨伊 勢ノ上町10番地8 一戸建ての住宅 木造2階建て	(建築主) 亀岡市篠町見晴4丁目 11番9号 大島 元和金 元 柱	平成25年 5月28日	工事の施工を 停止すること。	建築基準法 第9条 第10項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)